

緊急告知

東日本大震災被災者の方へ
福島第一原発事故被害者の方へ

東京三弁護士会 無料説明会・相談会のご案内

- こんな疑問ありませんか？
 - ・ 不動産・家財の賠償が始まると聞きました。わたしの場合はいくらでしょうか。
 - ・ 未登記の建物を所有しています。賠償は受けられますか？
 - ・ 相続登記未了の不動産があります。どうしたらいいですか？
 - ・ 慰謝料の支払いはいつまでですか？もう終わってしまったのですか？
 - ・ 賠償に不満があります。どうしたらよいですか？
- こんな疑問に弁護士が無料で相談をお受けします。
- 財物賠償について緊急説明会を開催いたします。

1 日 時 平成 25 年 4 月 20 日(土)午後 1 時～5 時

① 緊急説明会:午後1時～午後2時 「財物賠償について」

② 相談会:午後2時～午後5時

2 場 所 弁護士会館 3 階 301 会議室(裏面地図をご覧ください)

◆ 個別面接法律相談をご希望される方は、下記担当事務局までお電話か電子メールでご予約下さい。説明会は、事前申込不要です。

◆ 個別面接法律相談予約・問い合わせ先

東京弁護士会 事務局 震災担当チーム Tel:03-3581-2403

電子メール: shinsaiteam@toben.or.jp

* 予約のお電話は、平日の午前 9 時 30 分～午後 4 時です。(4 月 20 日の相談を希望されることを最初にお伝え下さい)。

* 電子メールでの予約は、件名に「4/20 相談希望」と記載いただいた上、①お名前、②電話番号、③相談希望時間を上記メールアドレスにご送信ください。翌業務日に折り返しご連絡を差し上げ、予約時間を確定させていただきます。

なお、予約人数等によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、ご了承下さい。

* 電話による予約申込みは、4 月 19 日(金)午後 4 時まで、電子メールによる予約申込みは、4 月 18 日(木)午後 4 時までにお願いいたします。



- 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関駅」
・B1-b 出口より直通
- 東京メトロ日比谷線「霞ヶ関駅」
・A1 出口より徒歩 2 分
- 東京メトロ千代田線「霞ヶ関駅」
・C1 出口より徒歩 3 分
- 東京メトロ有楽町線「桜田門駅」

※会場の都合上、公共交通機関をご利用ください。

※弁護士会館住所：東京都千代田区霞が関 1-1-3